

## 平成28年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆15番（真船和子君） 議長の指示に従いまして、公明党を代表し、一般質問いたします。

初めに、子育て支援について、2点質問いたします。

その1つは、「日本一子育てしやすい習志野」にすることについて、市長の見解をお伺いいたします。

昨今、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化をしております。言うまでもなく、共働き家庭の増加や、地域コミュニティの希薄化、子ども同士の遊び方の変化、さらには若い母親の育児への悩み、多様化した子育てへの不安、核家族という少人数での育児によるさまざまな問題点が指摘され、安心して子育てをすることが困難といった状況が、年々増加しております。

これらを解決するためには、社会全体が主体となり、子どもたちが健やかに育ち、若い世代も安心して結婚、子育て、仕事ができる社会の構築が社会保障の持続可能性に必要であるという認識から、21世紀型社会保障として子育て支援が重要政策のトップに位置づけられ、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行されました。新制度は、全ての子どもの幸せのために、全ての子どもの発達を保障するものであります。

しかしながら、その新制度でも、支援の手から漏れてしまう家庭もあります。そうした人々のSOSをキャッチし、支援にたどり着けない人に手を差し伸べていけるようにしていくことが、私たち議員、そして行政の責任であります。

習志野市のこれから本番ともいえるべき少子超高齢社会に向け、先駆的に一層充実した政策を構築する必要があることから、公明党は、こども園構想、待機児童対策、子育て支援コンシェルジュの配置や、切れ目のない支援、習志野版ネウボラ、産後ケア事業など、多くの子育て支援策を積極的に推進することを提言してまいりました。

また、ゼロ歳から18歳までの切れ目のない支援を充実するための組織体制の見直し、子どもの貧困対策、子どもの総合相談窓口の設置など、子どもに優しいまちづくりとしての機能強化を図っていくことを求めてまいりました。現役世代の若い人たちが安心して子育てができる環境づくりを推進していくことが重要であります。

そこで、「日本一子育てしやすい習志野」にすることについて、市長の見解をお伺いいたします。

その2つ目、「産後ケア」事業の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、教育行政について、2点お伺いします。

その1つ、いじめ・不登校の現状と保護者に対する支援についてお伺いいたします。

その2つ、「小中一貫教育」に対する本市の考え方についてお伺いいたします。

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する改正学校教育法が、2016年4月より施行されました。これは、市区町村教育委員会などの判断で、既存の小中学校などを義務教育学校にできるようになります。この義務教育学校は、学年の区切りを柔軟に変更できる点が特徴であり、カリキュラムも地域の実情に合わせて変更することができます。2016年現在、13の都道府県で開校されており、今後は小中一貫教育を行う学校が年々増加することが予想されております。

そこで、小中一貫教育について本市の考え方をお伺いいたします。

次に、3点目は、協働型政策について、住民主体の地域づくりについて本市の取り組みをお伺い

いたします。

市民の視点から課題を発見し、主体的に取り組む市民活動は、市民の知恵やエネルギーをまちづくりに生かす市民自治の基盤であります。特に、人と人とのかかわりが希薄化している都市部での生活においては、市民活動を通じて形成される人のつながりそのものが、地域での生活の豊かさを形成していくと考えます。

少子高齢化の中で地域コミュニティは自治会等によって担われ、介護、子育て、安全・安心の確保など、多くの課題に直面しております。このようなさまざまな課題に対応していくためにも、市民の力や市民活動の特性を一層生かして、協働の取り組みを推進していくことが求められていると考えます。

そこで、住民主体の地域づくりについて本市の取り組みをお伺いいたします。

最後に、地域課題について、2点お伺いいたします。

長年にわたり質問をまいりました、あたご橋交差点の安全対策について進捗状況をお伺いいたします。

2点目、東習志野1丁目公務員住宅の跡地活用についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) それでは、真船議員の一般質問に順次お答えしてまいります。

大きな2番目の教育行政につきましては、教育長が答弁いたします。

大きな1番目、子育て支援につきまして、(1)「日本一子育てしやすい習志野」にすることについての私の見解を申し上げます。

私は、平成26年度に策定した本市の基本構想の中で、育み・学び・認め合う「心豊かなまち」を目標の一つとしております。全ての子どもとその保護者が、自分らしく、育み、育まれ、学び、認め、認められる繰り返しの中で、心豊かに成長し、子育てができるまちの実現に向けて、さまざまな支援を実施してまいりました。

しかし、少子化や核家族化、地域社会の希薄化は、子育て家庭の孤立化を進行させ、人とのかかわりの中で子ども自身が健全に成長することを妨げ、保護者が子育てに行き詰まる家庭の増加など、問題が深刻化かつ長期化している現状です。

このような時代の中で、「日本一子育てしやすい習志野」であるために重要なことは、連携と継続であると考えます。子どもや保護者と地域社会との連携、官と民との連携、部局と部局の連携、施設と施設との連携、さまざまな子どもにかかわる主体の連携により優しさでつながることが大切です。市は、つなぐパイプの充実を図り、より強固なものにしていく役割を担います。そして、この連携を、子どもの成長に合わせて切れ目なく継続させていくことが重要だと考えます。

本市は、これまで時代を先取りして、さまざまな子育て支援事業を展開してまいりました。この取り組みは間違いなく実を結び、子育てしやすいまちとしてさまざまな習志野ブランドをつくり上げ、こども園や習志野版ネウボウなど、既に定着しているものも多くあります。

これまで積み上げてきた取り組みを、連携と継続を軸に、必要な支援へと再構築するために、今年度、こども部の機構改革に着手し、体制強化を図ります。このことによりまして、18歳までの切れ目ない支援、子どもの貧困対策、子どもの総合相談窓口の設置など、課題となっている支援に

つきまして積極的に取り組んでまいります。

〔「本当かね」と呼ぶ者あり〕

◎市長(宮本泰介君) 本当です。常に本気です。

(2)「産後ケア」事業の進捗状況についてお答えいたします。

かねてから真船議員から御質問いただいておりますこの産後ケア事業は、出産後の心身の不調や育児不安などがあり、かつ家族等の支援者がいない母子を対象に、産科や助産所で助産師等による支援を行うものであります。

本市では、平成29年1月から宿泊型の産後ケア事業を、済生会習志野病院に委託し、実施する予定であります。現在、病院と具体的な事業内容を協議し、1月からの本事業開始に向けて準備を進めているところであります。

大きな2番目、教育行政については、教育長が答弁いたします。

続いて、大きな3番目、協働型政策について、住民主体の地域づくりに係る本市の取り組みについてお答えいたします。

本市では、昭和45年に、市民並びに市長及び関係機関の役割を明確にした文教住宅都市憲章を制定して以来、住民本位の市政を市民の皆様とともに運営してまいりました。これは、現在の協働の先駆けとも言えるものであります。

近年、市民ニーズは複雑化・多様化し、それらを的確に捉え、効率的・効果的に公共サービスを実現するため、これまで以上にさまざまな主体が連携・協力したまちづくりが求められております。中でも、市民一人一人が主体的に行動し、愛着を持って、地域課題を解決する力を育てていく市民としての努めは、さらに重要度を高めております。

こうした中、本市では、平成26年3月に基本構想・基本計画を策定し、将来都市像を実現するための目標を支える3つの重点プロジェクトの一つに、協働型社会の構築を位置づけました。

このことにより、町会・自治会等の地域住民等による自治活動に対する支援、市民活動団体が企画・提案する公益的な事業に対する支援、さらには、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする指定管理者制度の導入、公共施設再生による地域施設の再整備や運営にPFI事業の活用を図るなど、民間事業者等との連携による地域づくりに取り組んでいるところであります。

今後につきましては、引き続き第一次経営改革大綱や市民協働基本方針に基づくさまざまな施策を通じて、市民一人一人が地域社会の一員として地域課題に関心を持ち、さまざまな主体が協働したまちづくりに取り組めるよう、協働型社会の構築を目指してまいります。

続いて、大きな4番目、地域課題についての(1)あたご橋交差点の安全対策について、進捗状況についてお答えいたします。

この東習志野にありますあたご橋交差点の安全対策につきましては、長年、真船議員から御要望いただいております。その上で、初めに、当該交差点において、これまで実施した安全対策のうち、直近で行いました3点の整備内容についてお答えいたします。

1点目は、あたご橋下の歩道の段差解消と勾配改善の実施であります。2点目は、交差点に隣接する複合商業施設南西角地の歩道の拡幅と電柱の移設であります。そして、3点目は、マラソン道路と日立製作所前通りに挟まれた歩道部の平坦性の確保と、車どめ等の安全施設の設置で

あります。

以上、地元からの強い要望もありまして、安全で快適な歩行者動線の確保に努めてきたところで

す。  
次に、抜本的な安全対策としては、現状の変則五差路を一般的な十字路に、交差点を改良いたしまして、車両と歩行者の動線を整理する必要があると認識しているところです。そのためには、日立製作所前通りの交差部をあたご橋交差点から除外し、その代替として、東へ約100メートル離れた地点でマラソン道路に直接接続させ、新たな交差点を設ける改良案を作成し、千葉県公安委員会と協議を進めてまいりました。その結果、本年7月29日に同意する旨の回答をいただいたところであります。

今後は、新たな交差点箇所に信号機を設置すべく、千葉県公安委員会と協議を進め、可能な限り早期に実現するよう努めてまいります。

私からの最後、(2)東習志野1丁目公務員住宅跡地の活用についてお答えいたします。

平成23年12月、財務省は、国家公務員宿舎21万8,000戸のうち5万6,000戸程度の売却等を進め、東日本大震災の復興財源に充てることとする、国家公務員宿舎の削減計画を公表いたしております。

議員御指摘の東習志野1丁目の国家公務員宿舎跡地、約1万500平方メートルにつきましても本計画の対象となっており、平成27年11月2日に、関東財務局千葉財務事務所長から本市に対しまして、市としての取得要望の有無について確認がありました。これに対しまして本市は、敷地の一部で市道12-055号線として供用するため、約1,500平方メートルの譲渡を要望し、本年3月にこれを取得いたしました。

また、これとは別に、国におきましては、平成27年11月に、一億総活躍社会の実現に向けた施策の一つとして、国有地を活用した特別養護老人ホーム等の整備を一層促進するため、定期借地の貸付料を10年間半額にすることや契約保証金の免除が示され、本市内の国有地につきましても、改めて本年1月に、関東財務局長から、介護施設等として利用意向に関する照会がございました。

これに対し、本市は、本年3月に、東習志野1丁目の国家公務員宿舎跡地につきまして、第7期介護保険事業計画において特別養護老人ホーム用地として活用を検討している旨、意思表示をし、現在、国と協議を進めているところでございます。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、真船議員からの一般質問になります。

大きな2番、教育行政について、まず初めに、いじめ・不登校の現状と保護者に対する支援についてお答えをいたします。

初めに、現状について申し上げますと、いじめにつきましても、本年6月のいじめアンケートの認知件数は、小学校は1,277件、中学校は92件であり、平成28年3月の調査に比べると、小学校ではほぼ同数であり、中学校では減少傾向にあります。

いじめの未然防止・早期解消への取り組みにつきましても、昨年11月に策定いたしました習志野市いじめ防止基本方針により、いじめ問題対策組織に関する条例を制定し、全市的に取り組んでいるところであります。

次に、不登校につきましては、本年10月末の状況として、30日以上欠席がある児童・生徒は、小学校14名、中学校74名となり、昨年度の同時期と比較すると、小学校では減少傾向、中学校ではほぼ同数であります。

次に、いじめ・不登校問題の保護者に対する支援といたしましては、学級担任や学校職員が、定期的な教育相談や保護者面談で、児童・生徒の様子などの情報を共有しております。また、児童・生徒や保護者の不安感に寄り添うために、関係諸機関と連携を図っているところでもあります。

教育委員会では、総合教育センターにおける相談窓口において、面談や電話対応を通して、児童・生徒の困り感や保護者の不安の解消を目指しております。また、適応指導教室での指導と定期的な保護者への面接を実施し、児童・生徒の変容を伝えるようにしております。

いじめ・不登校の未然防止・早期解消につきましては、本市の重大な教育課題と位置づけ、今後も児童・生徒、保護者の支援に取り組んでまいります。

次に、教育行政の2番になります、「小中一貫教育」に対する本市の考え方についてお答えをいたします。

小中一貫教育導入のメリットといたしましては、義務教育9年間を見通した計画的・継続的な指導、中1ギャップの解消などが挙げられます。一方、デメリットといたしましては、教育課程編成上の課題や、小中学校双方の免許取得者の配置、転出入を含む他の学校との連携などが挙げられます。

今後、国の動向などを注視するとともに、県内では先進的に取り組んでおります鴨川市、市原市、成田市、流山市、市川市などの取り組みを参考に研究をしてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆15番(真船和子君) はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきますけれども、順番を変えて質問をさせていただきたいと思います。

初めに、地域課題について、順に質問をさせていただきたいと思います。

先ほど市長の御答弁のほうから、あたご橋交差点の安全対策につきましては、早急に取り組んでいきたいという前向きな御答弁を賜ったところでございます。大変にありがとうございます。

この質問は、平成22年からこの議場で質問させていただきまして、また質問の際には、地元町会、地元町会長を初め、地域住民の皆様の声、そして現場調査等を、町会長も初め、現場に走っていただきながら、この安全対策はどうしたらいいんだろうかと、頭を突き合わせながらきたところでございます。

そして、そのような経過から6年たったわけですが、その中でも、先ほど市長の御答弁の中にありましたように、できることから安全対策を確保していくという当局の御配慮もありまして、一つ一つこの安全対策をしてきていただいたところでございます。当局にも本当に御尽力賜りましたことを、敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

そうした中で、6年前とは違っていて、実は昨年10月より、この日立前通りにおきまして、新たに複合施設が設置されました。そういった意味からは、6年前のこの交差点の状況と、そして複合施設が設置されてからの交差点の状況が変わってきております。地元町会、地元住民からは、交

通量が多くなったという指摘もいただいているところでございますけれども、このあたご橋交差点の交通事故状況という形をお伺いしたいと思います。

◎都市環境部技監(東條司君) はい。それでは、あたご橋の交通事故の発生状況ということで、お答えしたいと思います。

交通事故の発生状況につきまして、習志野警察署に確認いたしましたところ、先ほど議員からもございましたけれども、隣接する複合商業施設オープン後の平成27年10月から平成28年8月まで、おおむね1年間でございますけれども、そのデータで申し上げますと、人身事故が2件、物損事件が8件、このように伺っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

実は、私の知人においても、ここで事故を起こしたという部分もありまして、非常に危険な箇所であるというふうに感じているところでございます。特に右折車両の部分では、歩行者との事故を招く非常に危険な部分があります。地元からも、この右折車両に対するスクランブル交差点、歩車分離ができないかということも御提案いただいているところですが、実は、私もその前をいつも通ってくるんですけれども、最近、信号機の部分が、サイクルが変更されたのかなというふうに感じる状況も見られているんですけれども、このあたご橋交差点の信号サイクルについてお伺いしたいと思います。

◎都市環境部技監(東條司君) はい。それでは、信号サイクルの変更ということで、お答えを申し上げたいと思います。

この件につきましても習志野警察に確認いたしました。平成28年8月10日に人身事故が発生いたしました。この現場検証の際に、警察のほうで確認したところ、複合商業施設側と反対側のコンビニエンスストアがございますけれども、そこを結ぶ横断歩道、ここの横断歩道の表示とマラソン道路の信号機の表示、ここの関係で、従来のサイクルですと、マラソン道路を走行している車が交差点内で北方向に右折しようとする滞りしてしまふと、こういった滞りした車が発進する際に、その横断歩道を横断する歩行者、それから自転車との接触の可能性がある、危険性があるということで、その横断歩道の信号を滞りした車が通過してから、青になるタイミングを3秒から8秒に調整を行ったと。

このことによりまして歩行者の安全確保が図られたと、そのように伺っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。この点につきましても、従前より、きょうは東條技監が答弁者で立っていただいておりますけれども、この件につきましては、東條技監ともいろいろ話をまいりました経過がございます。

本当にここの、できれば先ほども申しましたが、スクランブル交差点にできないかという思いがございましたけれども、なかなか五差路という部分で厳しいというお答えもいただいている中で、今回このように信号サイクルを、若干ではあります、変えていただいたということは、一歩前進であるというふうにご確認したところでございます。ありがとうございます。

ですが、まだ課題がございまして、これはあくまでもマラソン道路からと日立前道路からの右折車両に対する信号サイクルの変更なんですけれども、今問題になっていますのが、同じように、ユトリシア方向から八千代台へ向かうマラソン道路、そしてユトリシア方向から日立前道路へ右折す

る車両、複雑です、ここが、歩行者がいるのでなかなか渡ることができない、そして非常に危険な中で、赤で発進してしまう。

そしてまた、イオン東習志野ショッピングセンターのほうから来る右折と直進、ここの兼ね合いが非常に複雑、ここがまだ改善されていなく、ここは歩行者が非常に長い横断歩道を渡ってくる現状、厳しいところでございます。ここも、ユトリシア地域の方々からも、何とか改善してほしいという要望をいただいているところでございますけれども、この歩車分離式信号への変更が全面的にできないのか、そしてまた、先ほど市長からは、前向きに交差点改良をしていただけるという方向の答えをいただいたんですけれども、交差点改良にあわせた、またこの歩車分離式信号ができないか、確認をさせていただきたいと思えます。

◎都市環境部技監(東條司君) はい。それでは、お答えさせていただきます。議員おっしゃるように、まだまだ課題の多い交差点でございます。まず、現時点と改良にあわせて歩車分離式信号にできないかという御質問にお答えしてまいりたいと思えます。

この件につきましても、習志野警察に確認いたしました。現状の交差点での歩車分離式信号への変更につきましては、信号サイクルが現時点で3現示、いわゆる縦・横・斜めの3パターンでございます。そこから歩車分離式の信号にしますと、歩行者専用のサイクルが加わりますので4現示になります。そういう4パターンの形になりますと、待ちの時間が多くなるということで、車の渋滞の発生が予想されるということで、現時点では困難であるという御回答をいただいております。

また、交差点改良にあわせた歩車分離式信号への変更につきましては、あたご橋の下に横断歩道が設置できないこと、また交差点改良によりまして形状が縮小されると、交差点がコンパクトになるということもあまして、歩行者の斜め横断が懸念されると、こういう課題もございますので、このような点を整理する必要があります。このようなことから、現段階での回答は難しいということで伺っているところでございます。

いずれにしても、早期の交差点改良の実現に私どもは努めるとともに、改良後の交通状況を十分検証した上で、歩車分離式信号への変更につきまして、習志野警察と前向きに検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

それでは、細かいこととなりますけれども、実は交差点の部分では、ちょっと今若干終わらせていただきまして、あたご橋につきましてちょっと質問させていただきたいんですが、このあたご橋は実花小学校の通学路になっております。このあたご橋から南側通路のほうですか、歩道のほうにおりるときに階段が設置されております。実はこの階段が大変急でありまして、そこから子どもが転げ落ちますと、車道に飛び出ていくという危険性があります。

ということから、保護者の方々より、ここに安全対策の意味で、転落するおそれのあるところに安全対策をしていただけないかという要望をいただいておりますけれども、いかがでしょうか。

◎都市環境部技監(東條司君) はい。あたご橋の安全対策ということについてお答えしたいと思います。

今議員から御指摘のありましたように、まずここは平成27年4月から、ユトリシアにお住まいの一部の児童が実花小学校へ通う通学路として指定となっております。これまでにあたご橋の転落防止柵、いわゆる高欄なんですけれども、それのかさ上げを実施してまいりました。

また、今議員から指摘ございましたように、南側に急な階段がございまして、確かに危険な箇所でございますので、ここの対策については、現地を再度確認いたしまして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。では、よろしく願いいたします。

それから、もう一点でございますけれども、実は、このあたご橋スロープ部の脇のスペースというものがついております。本来でしたら、歩行者はあたご橋を渡ることで橋がかかっているんですけども、それではなかなか生活環境に不自由だということで、このあたご橋スロープ部の脇のスペースを使って、歩行者または自転車が行き交いをしているんですけども、ここが幅員が狭くて、また非常に歩きにくい現状であり、ここを、ぜひ交差点改良にあわせて改善できないかという御指摘もございます。これについて、お伺いいたします。

◎都市環境部技監(東條司君) はい。今議員から御指摘のございましたあたご橋のスロープ、橋の上り口といいますか、そことマラソン道路の車道との間、ここがおおむね1メートルから1.5メートルと狭い状況になっております。このスペースを利用して、現在も、歩行者それから自転車の方も通行しているわけでございますけれども、なかなか改良といいましても、マラソン道路の幅が限られておりますので、まずは現地を調査しながら、改善できる部分については実施してまいりたいと、そのように思っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。前向きな御答弁を賜りまして、ありがとうございます。

この交差点にかかわります安全対策は数々あり、まだまだ改良されても課題も残るか存じます。この交差点の改良計画につきましては、やはり地元町会、また近隣町会の方々に、ぜひ説明をしていただきたいと思っておりますので、その点について御見解をお伺いいたします。

◎都市環境部技監(東條司君) はい。この交差点改良工事に当たっての地元への事前説明ということでございますけれども、議員から先ほどお話がありましたように、この課題というのは6年以上前からの課題でございまして、何度も現地で立ち会いをお願いした経緯もございます。

この改良に当たりましては、先ほど市長答弁にもございましたとおり、新たな交差点箇所、現在の交差点から東側に設ける交差点でございますけれども、そこに信号機を設置する必要がございますので、早期に実現できるように千葉県公安委員会と協議しているところでございます。

したがいまして、現状において着手時期が明確になっておりませんが、今後、公安委員会との協議、また道路改良に伴う予算確保等々、進展がございましたら、地元町会への説明に努めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長(木村孝浩君) この際、質問を保留して……

〔私語する者あり〕

○議長(木村孝浩君) いいですか。真船議員。

◆15番(真船和子君) 申しわけございません。はい。ありがとうございました。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、交差点改良によりまして、新たに信号機が設置された場合には、この信号サイクルを十分検討しないと、日立製作所前通りの車両が流れなくなることが懸念されますので、十分その点につきましても警察と協議していただきたいと思っております。よろしく願いします。ありがとうございました。



引き続きまして、地域問題の2つ目の東習志野1丁目公務員住宅跡地の活用なんですけど、今こは第一号住宅と第二号住宅がございます。この第一号住宅の活用につきましては、今市長から答弁いただきましたけれども、第二号住宅についてはどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○議長(木村孝浩君) この際、答弁を保留して暫時休憩いたします。

○議長(木村孝浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の真船議員の質問に対する当局の答弁を求めます。真殿政策経営部長。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。午前中の真船議員の御質問、東習志野1丁目の東習志野第二住宅跡地についての状況についての御質問でございました。

この跡地は、市長が答弁をいたしました第一住宅の北側に所在をいたします7,425平米余りの跡地でございます。この土地につきましては、平成27年10月に、関東財務局千葉財務事務所長から本市に対しまして、取得要望の有無についての照会がございました。本市は、これに対して、庁内全体に同用地の活用予定の有無を確認した後、同年12月に、習志野市として取得の意向がない旨を回答しております。

これを受けまして、国は、本年9月に実施した第94回の入札にて、同用地の売却を公示いたしまして、開札をした結果、売却が決定したというように伺っております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

この第二住宅は住宅地内でございます、そして、民間のほうに売却をしたということでございますが、行政側としましては、ここの民間の部分の、これから住宅用地が開発されていくんだと思えますけれども、十分地域住民に説明をしていただきたいと思えます。

それから、実は先ほど市長答弁で、この第一住宅について、第7期介護事業計画策定の中に特別養護老人ホームを検討していきたいという答弁でございました。ということは、もうほとんどこの形になっていくんだろうという感がいたします。

私としては、地元でありながら、地域住民からさまざまな、この公務員住宅は、4年前から皆様に示されてきた経緯がございます。皆さん、「何になるんだろう」「どうなるんだろう」「自分たちの意向は聞いてくれるんだろうか」というような中で、私も市長に対し、また元企画政策部に対しましても、住民の要望も聞いてほしいということをお願いしてきたところでございますが、これはなかなか厳しい部分でございましたけれども、この第一住宅の跡地は習志野高校と隣接している土地でございます。とても有効な土地であると同時に、この地域には広場が少ない部分もありまして、できることならば、地域の方からは防災機能を備えた広場を設置してほしいという要望が強くございました。ということから、この第一住宅での開発に対しましては、民間の開発会社に対しましても、十分その住民の要望も伝えていただきたいということをお願いしたいと思えます。

実は、こういう国家公務員宿舎跡地は全国で進められております。本市だけではありませんけれども、その中で、この跡地に関する利用促進についての活用方針をつくられている地域もありますし、また船橋市は地域の状況を鑑みながら開発を進めるということもされております。

私たちは後から聞くことがすごく多いんですね。やはりこの有効な国の土地を、本市としてどう活用していこうか、将来に向けてどういうまちづくりをしていこうか、こういう視点もしっかり入れた中で、全庁挙げての議論をしてほしかったなという思いでいっぱいでございます。

土地は人の手に渡ってしまえば、それで終わりになります。どうかまちづくりの観点からも、十分もう一度この点につきまして、開発されるところに重々地域住民の声を要望していただきたいと思っております。これは要望にとどめさせていただきます。以上でございます。

続きまして、子育て支援について再質問をさせていただきます。

平成29年度、こども部の機構改革に着手し、体制強化を図る、そして、子どもの総合相談窓口の設置など積極的に取り組んでくださるとの、市長からの前向きな御答弁をいただいたところでございますが、この機構改革につきまして、至った背景と目的、導入経過としてどのようなことを検討してこの結果に至ったのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。午前中の市長答弁の中で、市長のほうから「日本一子育てしやすい習志野」のために重要なことは、連携と継続であるということをお答弁申し上げました。

これは、さまざまな子どもにかかわる主体が連携をすること、また、子どもの成長に合わせて支援を継続していくということが、子育て支援政策を進めていく上で大変重要であるということをお答弁させていただいたものでございます。

今回のこども部の機構改革につきましては、この横の連携と縦の継続を軸として、必要な子育て支援体制を強化するため実施をするものでございます。具体的には、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが地域でともに育ち合う環境をつくり、横への連携を強めるということを目的として、ひまわり発達相談センターとあじさい療育支援センターをこども部へ移管いたします。また、乳幼児期から学童期までの継続的な縦の支援を推進するために、放課後児童会業務を移管いたします。

これにより、これまでこども部が取り組んでまいりました窓口の一本化や、関係機関との連携による相談業務の強化など、市民の立場に立った子ども政策をさらに進める体制が強化できると、このように考えております。

本機構改革の方針につきましては、機構改革を担当する政策経営部を中心といたしまして、昨年度から継続をして関係部署との協議を進めた中で決定をしてまいりました。子育て支援体制の一元化により、市民の皆様にとって利用しやすく相談しやすい、より一貫性のあるサービスの提供が図れるというふうに考えております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

それでは、こども部に放課後児童会を移管します利点と配慮すべき点についてお伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。放課後児童会をこども部に移管するということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、こども部における子育て支援施策の対象年齢の拡大を図るということとともに、就学前児童から小学校就学児童への切れ目のない子育て支援体制の充実を図ろうとするものであります。

これにより、これまでこども部が取り組んでまいりました窓口の一本化、あるいは関係機関との連携による相談業務の強化、こういったことで市民の立場に立った子ども政策の推進が図れるというふうに考えております。

また、今後、保育所、幼稚園、こども園などから、放課後児童会への引き継ぎが円滑に行われると、それから子どもへの支援の質的向上といったことも期待ができるというふうに考えております。

業務の移管に当たりましては、これまでと同様に子どもたちが安全で安心して過ごせる放課後児童会の運営の構築ということを第一として、業務の引き継ぎ等を十分に行ってまいります。

◆15番(真船和子君) はい。それでは、こども部の再編としまして、今後の可能性も含めまして、どのように変わっていかれるのか、お伺いいたします。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。このたびの機構改革の目的、背景、こういったところにつきましては、政策経営部長がお答えしたとおりでございます。今後のというところで、こども部のほうから少しお答えを申し上げます。

こども部は、平成16年度、子育て支援施策の総合的な推進を図るために創設をされ、これまで特に出産から就学前の子どもを対象に、さまざま支援に取り組んできたところでございます。このたびの再編によりまして、ひまわり発達相談センター、そしてあじさい療育支援センターが移管となり、これまで以上に個々に応じた適切な支援、これを包括的に実施できる体制が整うものと認識をしております。

そしてまた、これまで真船議員に御指摘をいただいております18歳までの切れ目のない支援ということにつきましても、このたび青少年課から放課後児童会業務が移管されることによりまして、幼児期から学童期への一貫した支援というものが可能になるというふうに考えているところでございまして、これまでよりも一歩前進するのかなというふうに思っているところでございます。

この学童期、青年期、この子どもたちの問題という部分が昨今深刻化をする中で、今後、子どもの貧困問題等も含めまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、こども部創設以来、窓口の一元化というところにつきましても取り組んでおりましたけれども、さらにこれを充実させまして、子どもを持つ保護者の悩みを最初に受けとめる、次の支援につなげることを目的として、子どもに係る相談窓口の設置に向けましても、検討に努めてまいりたいというふうに思っております。

何より、こども部は多くの施設を管理・運営をさせていただいております。子どもと直接かかわる各施設が安心して運営でき、そして子どもたちが健やかに成長できるよう、連絡・調整を丁寧に行ってまいりたいと考えているところでございます。

このたび、こども部が一丸となって、習志野市の子どもたちとその保護者を全力で支える、その覚悟を持って、平成29年度、新たにスタートしてまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。部長、ありがとうございます。今覚悟を持って、こども部長の強い決意をお伺いいたしました。私ももしっかり応援してまいりたいと、そのように決意をさせていただいております。

しかしながら、ちょっと懸念しますのは、やはり口では簡単に再編、機構改革と言いましても、それぞれの部から新しいところに配置をし、そして一元化された中で進めていかなければいけない、ここの部分もございまして、また仕事量がふえていくということも懸念しないわけではございません。こういう人的資源、これも重要な課題ではないのかなと思っています。

これはどうかかわからないんですけれども、こども部の体制の中でも民間に委託できるもの、事務事業の中で委託できるものもあるのかなと考えます。そういうことも視野に入れていただきながら、職員の皆様が過度な負担にならない、いい機構改革ができて、体制を整えていただき、市

民に提供していただくことを要望させていただきます。

次は待機児童の問題について、入らせていただきます。

昨日も、待機児童問題も議論になっておりましたけれども、本市では平成30年度に待機児童の解消を図るとしております。実際に可能なのかどうか、お伺いいたします。

◎こども部長(竹田佳司君) 待機児童の解消ということで、お答えを申し上げたいと思います。

本市は、待機児童対策を重要な課題ということに位置づけまして、子ども・子育て支援事業計画の計画期間中に1,000人を超える定員の拡大を図るために、現在、計画を着実に実施しているところでございます。本計画では、平成25年度に実施をいたしました習志野市子育て支援に関するニーズ調査結果等に基づきまして、潜在的な保育需要を予測した数値をもって、保育所等の確保策を定めているところでございます。

数値的に申し上げますと、本計画におきまして、保育需要が最大と見込んでおりますのは平成29年度、この時点で3,175人と見込んでおります。一方、これに対する確保策ということで、定員でございませけれども、平成30年度には3,438人というふうに見込んでございます。こうしたことから、平成30年度には待機児童が解消されるものと予測をしておきまして、これまでもそのように御回答申し上げているところでございます。

しかしながら、保育需要は、定員を拡大いたしますと新たに需要が湧き上がってくるといった特徴がございまして、特に3歳未満児の施設確保等についても、非常に厳しいというような現状もございませ。平成29年度がこの子ども・子育て支援事業計画の中間年度に当たりまして、この計画の見直し、検証を行う必要がございませ。こうしたことから、改めてこれまでの実績等を検証しつつ、保育需要量と定員の確保策につきまして再確認をしてみたい、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

日本で小学校に入れない子どもはおりませ。なぜならば、憲法には、国民が教育を受ける権利と親が子どもに教育を受けさせる義務が明記されております。保育の権利と義務は憲法には記されておきませけれども、2015年に改正されましたこの児童福祉法第24条には、親が保育を必要とすれば、地方自治体は保育所を利用できるようにしなければならないと定めております。

部長の先ほどの答弁で、3歳未満児の施設確保については厳しいという現状があるということも言われております。「日本一子育てしやすい習志野」を目指していくのであるならば、とにかくこの保育需要をしっかりと確保していくということが第一の優先課題だと思っております。

これは要望とさせていただきますけれども、以前も要望してきた中で、本市において今後も特別養護老人ホームが多く設置をされてまいります。できますことならば、この施設内で若い方々も働いております、保育施設を設置していただくことを企業の方に要望していただきたいと思っております。

また、習志野市におきましては、来年度、新庁舎が開設されてまいります。できることならば、習志野市、全国を挙げて初めて保育所、都庁ではございませけれども、習志野市のこの新庁舎に保育施設を設置していただくことを強く要望とさせていただきます。

次に、保育士の確保なんですけれども、現在、保育士の有資格者は、全国で約105万人と言われております。そのうち約3分の1、35万人しか保育士として現場で働いていないということござ

います。この保育士の確保がますます重要になってくると考えますけれども、この保育士の確保のための本市の新たな取り組みについて伺います。

◎**こども部長(竹田佳司君)** はい。保育需要の確保ということで、貴重な御提言というか御意見をいただきました。私どもも待機児童の解消には全力で取り組んでまいります。

御質問の保育士確保のための新たな取り組みということについてお答えをしてみたいと思います。この保育士の確保につきましては、全国的に大きな課題、話題というふうなことでございますけれども、そうした中においても、本市においては幸いなことに、今年度、市立、私立ともに、必要な保育士の確保はできたところでございます。これは、昨年度の菊田保育所の私立化に伴いまして、職員の再配置が可能になったということが一つの要因ではないかと推察をしているところでございます。

しかしながら、平成29年度、来年度は、積極的に待機児童の解消に努める中で、500人を上回る保育所等の定員拡大、これを図ってまいります。そういう中では、保育士の確保というのは、決して楽観できる状況ではないというふうに認識をしております。

現在の対応といたしましては、まず保育所入所の選考基準、こちらを見直しさせていただきまして、保育士のお子様を優先的に預かりしたい、保育士の方には働いていただきたい、このような取り組みを行ってまいります。そして、千葉県においては保育士資格取得を目指す学生に就学資金援助というものが開始をされますので、こちらを、利用を促すということにも努めてまいりたいというふうに思っております。

そして今後、他市の取り組み事例等、独自に行っている自治体も数々ございますので、それらを十分に注視する中で、私どもとして有効な対策について検討してまいりたいと考えております。以上です。

◆**15番(真船和子君)** はい。ありがとうございます。処遇改善も含めながら、ぜひよろしく願い申し上げます。

それでは、子育て支援の2点目の産後ケア事業について、質問を移らせていただきます。

今、済生会病院との事業の内容について協議を進めているということでございましたけれども、具体的な事業内容について伺います。

◎**健康福祉部長(遠山慎治君)** はい。お答えいたします。産後ケア事業につきましては、初めに事業の対象者について申し上げます。事業の対象者は、出産後において育児不安が強く、かつ家族等による支援が得られない産後4カ月以内の母親、そして乳児といたします。

対象者につきましては、地区の担当保健師が妊娠中から継続して支援をしている方、あるいは産後の助産師等における新生児訪問、また今年度から開始をいたしました産後サポート電話相談などにより、出産後の状況を伺い、把握をしております。

次に、具体的なサービスの内容でございますが、母親の休息を含めた心身のケアと、乳児の健康状態の観察の方法、育児方法の習得に向けた授乳指導や沐浴指導などの育児相談であり、指導には主に助産師が当たります。

実際に委託をして行うこの事業でございますが、この委託料につきましては1日当たり3万円を予定しており、利用期間は7日以内といたします。委託料のうち、原則として1割に当たる3,000円を利用者負担とする予定としております。

なお、この事業につきましては、国が、平成27年4月に母子保健医療対策等総合支援事業要綱の一部を改正し、新たに位置づけられた事業であり、この事業費の半分、2分の1は国庫補助によって賄われることになっております。

事業開始に向けて、委託先の済生会習志野病院との間で、さらに準備を進めているところでございますが、今後につきましては、対象者のニーズに合わせ、近隣市の医療機関や助産所にも委託を拡大するなど、産後も安心して子育てができる支援体制を進めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

では、子育て施策につきましては、また今後も質問させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に移りまして、教育行政について何点か再質問させていただきたいと思っております。

今回、全国の小・中・高などが認知しました、いじめの認知件数の結果が公表されております。文科省によりますと、学校ごとにいじめの認知件数に隔たりがあると言われておりますけれども、本市におきましてはどのような状況か、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) いじめの認知に隔たりがあるのではないかと御質問でございますけれども、習志野市におきましては、市内統一のいじめアンケート調査を行っております。そのため、法律や方針に示されたいじめの定義に従って認知しておりますことから、学校ごとの隔たりはないものと認識しております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

実はこの点につきましては大変重要であり、この法律が施行された以降におきましても、皆さんよく御存じの横浜市でのいじめのニュース、そして最近では、有名私立附属高校においてもございました。子どもに本当に長い間、苦しい思いをさせているという現状でございます。

国のいじめ防止対策協議会におきましては、学校によっていじめや重大事態の把握、そしていじめ解消の解釈に、依然、隔たりがあるというふうに改善を求めているところでございますので、今部長のほうからは大丈夫だということでもございましたけれども、さまざまな角度から、認識の甘さについても、もう一度再確認していただきますことを要望とさせていただきます。

と同時に、このいじめ防止基本方針におきましては、まだまだ教職員などに十分周知されていないということも問題視されておりますけれども、本市はこの教職員に対します研修について、どのような形で行っているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。教員に対しての研修についてお答えさせていただきます。

各小中学校では、学校いじめ防止基本方針の共通理解を図るために、年度当初、職員会議で内容を確認しているところでございます。また、生徒指導部会におきましても、いじめ防止対策の年間計画を作成いたしまして、いじめアンケートや教育相談の実施日等を決定いたしまして、計画的にいじめ問題に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、いじめに関する国からの通知等の迅速な情報提供に努めているほか、児童・生徒の様子からいじめを早期に発見する方法や、事例から対処方法を学ぶ研修などを行っております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

と同時に、教員がいじめに対しまして1人で抱え込まないようにという仕組みづくり、これも大切

であるということも言われております。教職員の日常業務の中に、このいじめ対応を最優先事項に位置づけておりますことから、やはり教員が抱え込むという部分もあるかと存じます。

このような、抱え込まないような仕組みづくりについて、本市としてはどのような取り組みをされているのか、お尋ねをいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは1人に負担がかからないようにということについてお答えをさせていただきます。

各小中学校では、学級担任1人が抱え込むことのないように、学年職員や生徒指導部会、これなどで情報の共有を図って組織的に対応しております。また、スクールカウンセラーや教育相談員を配置いたしまして、教員も対応方法などの相談ができる体制を現在構築しております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

本市におかれましても、今年度、このいじめ対策組織の会議が開催されております。これにつきまして、この会議ではどのような御意見が出されており、それをどのように反映されていくのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) 御質問にお答えさせていただきます。

本年の7月でございますけれども、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。

このいじめ問題対策委員会でございますけれども、5名の学識経験者の委員で構成されております。そして、いじめの問題に対する御意見を頂戴しているところでございます。また、いじめ問題対策連絡協議会、この組織は25名の委員で構成されておきまして、市議会議員、警察関係者、保護者代表などから、幅広いいじめの問題に御意見を頂戴いたしました。

その御意見の内容でございますけれども、まずいじめ問題対策委員会におきましては、いじめられた児童・生徒のケアはもちろんのこと、いじめを行ってしまう児童・生徒の心理的なケアも大切であると、このような御意見をいただいております。そして、いじめ問題対策連絡協議会におきましては、地域における挨拶活動や保護者との連携も重要であると、このような御意見を頂戴しております。

教育委員会といたしましては、それぞれ委員の皆様の御意見を真摯に受けとめて、校長会議などの機会を捉えて周知しているところでございます。そして、その校長会議の内容を、各学校の職員会議等で話題にすることによって、全校職員に周知するように依頼をしているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

次に、不登校の部分でございますが、これはちょっと京都市の取り組みを紹介させていただきながら、要望とさせていただきます。

今、国では、30日未満の欠席などの兆候を的確に捉えて、早期の対応が必要だよということを言われてきております。本市においてもそういう対応をお願いしたいところなんですけれども、実は京都市におきまして、「思春期の子ども心と親のかかわり」ということで、子どものケアに加えて、やはり思春期になりますと、子どもたちはさまざまな悩みを抱えます。いじめの問題で不登校になる子どももいますし、また体のこと、さまざまな問題を抱えていくのは思春期、ここに京都市は、す

ばらしい冊子を小学校6年生の保護者に配布しているものでございます。

私も目にしましたけれども、これはかなり使えるなど、京都大学名誉教授が監修をしているものでございますけれども、これをぜひ本市も研究していただき、また次の質問でやらせていただきますが、この部分を研究していただいて、活用していただけるように、これは要望とさせていただきたいと思っております。

続いては、2点目の小中一貫教育なんですけれども、実はこの小中一貫教育におきましては、本市議会の文教福祉常任委員会で、佐賀市の小中一貫教育、芙蓉校を視察させていただきました。この取り組みがやはり画期的なものであり、小学生から中学生までが施設一体型で9年間、ここで学業を学ぶというものでございましたけれども、本市はまだ研究をこれから進めていくということでございました。

しかしながら、社会的な背景とかいろいろ考えると、子どもたちを取り巻く環境は全国一緒なのかという思いをすることでございますけれども、本市が小中一貫教育を進める上での現状と取り組みを伺いたいと思います。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、小中一貫教育での本市の現状と取り組みということについてお答えをさせていただきます。

習志野市におきましては、教育の基本目標「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」、こういったスローガンのもと、小中学校が連携した教育を推進してまいりました。その中で特に小中学校の接続における中1ギャップ、この解消に向けまして、小学校6年生の入学後の学習や部活動、そして人間関係づくりに対しての不安感を取り除く取り組みの充実を図っております。

その具体的な取り組みといたしましては、学区の小学6年生を対象とした中学校の1日体験入学を実施しております。その1日入学の内容でございますけれども、中学生生活の説明、また授業及び部活動の見学などを行っております。さらに、小学校の卒業式後にも新入生1日入学を実施して、不安感の解消と入学への期待や希望を持てるように努めております。6年生の保護者に対しましては、入学説明会を実施していただき、中学校生活の理解と入学に向けた準備などをお願いしているところでございます。

また、小中学校の教員間でございますけれども、情報の共有と指導の一貫性を図るための小中学校引き継ぎ会、こういったものを実施しております。そのほかにも部活動の小中合同練習、中学校ごとに板書やノート指導、授業準備などの学習スタイルを統一する取り組み、小学校への中学校教員の出前授業、こういったものを小中学校のスムーズな接続に向けた取り組みとして行っております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

本市におかれましては、平成25年度につくば市で行われました教育サミットのほうに参加をされまして、研究を進められているということをお伺いしております。今後も、なお一層これが進んでいくと思いますので、十分研究を積極的に進めていただきたいことを要望させていただきまして、教育行政につきましては、申しわけございません、質疑を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

最後になりましたけれども、協働型政策について、何点か質問をしたいと思っております。

今回、住民主体の地域づくりについて取り組みを聞いてきたところでございますけれども、先ほ



ど市長の御答弁の中で、本市におかれましては、さまざまな形の中でも、現在民間事業者等との連携による地域づくりに取り組んでいると結論づけられた中で、その中に経費の節減等を図ることを目的とする指定管理者制度の導入ということが述べられていたかと思えます。

本来であれば、協働というものはどういう意味なのかなというところを、しっかりまた考えていくことも必要なのかなと感じました。協働の主人公は誰かと、こういう部分ですけれども、活動団体と行政が協働でやるサービスを、まずは受給する市民、それから、そのサービスのコストを負担する市民、そこが抜けてしまうと単なる相互依存で癒着になっていくということも懸念されてくると思います。しっかりこの協働のプロセスを公開しながら、誰でも意見が言える、そして、あるいはその協働という取り組みに誰でも参加できるんだと、これがこの協働の事業には大切なことであると、私は思っております。

ですから、今後この協働政策に当たりましては、やはり何のサービスを残して、そして何を縮小して、何を充実させていくのかということの、成果の評価、これをやはりきちっと、成果と課題をきちんと評価していく仕組み、これも大切なのではないかなと、これを判断するのは私たちという形になりますので、やはり見える形でしっかりこのところを研究していただきたい、これは要望とさせていただきます。

先日以来、いろいろ議論になっておりますけれども、この指定管理者制度の部分におきましては、議場でも議論になりました。改めて何点か、お伺いしたいと思います。その協働の理念も踏まえた中でですけれども、今回のこの指定管理者の審査結果につきまして、通知しているということをごさいましたけれども、候補者として、採用されたか採用されないかでございますが、各申請者には納得いく説明がされていたのかどうか、確認をさせていただきます。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者候補者選定結果につきましては、各申請者に対し書面にて通知するとともに、ホームページにて公表したところでございます。また現指定管理者に対しましては、選定結果通知と選定評価表を持参し、結果について御説明をさせていただきました。このことから、申請のあった各団体とも、結果につきましては御理解いただいているものと認識しております。

なお、現指定管理者とは、公募することについて御了解をいただき、その上で行われた公正・公平な競争の結果でございまして、相応の感想をお持ちになっているのではないかとように思っております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

この選定の結果の公表につきましては、資料として確認させていただきました。ですので、これはよしとさせていただきます。

この公募の手続ですけれども、これはしっかり公平性、透明性を持った手続を踏んで、申請者が納得した上で行われたのか、確認をさせていただきたいと思えます。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問にお答えさせていただきます。

今回の公募に当たりましては、初めて公募する施設でございますので、本年7月1日から29日の約1カ月間を募集要項の配布期間として設定し、広報習志野、市ホームページに掲載し、周知をしたところでございます。その結果、15団体に募集要項を配布し、施設見学会、また応募説明会にも15団体が参加したところでございます。

その後、8月4日から10日までの間で質問を受け付けたところ、およそ130件の質問がございまして、その回答を市ホームページに掲載したところでございます。そして、8月18日から26日までの間で申請の受け付けを行い、最終的に8団体から11件の申請があったものでございます。その後、協働経済部の指定管理者制度検討委員会において、9月28日、29日の2日にわたり、団体名を伏せた中で申請者面接を行い、その結果について本市指定管理者候補者選定委員会での審査・協議を経て、候補者の選定を決定したところでございます。

このような手順を踏んでおりますので、公募手続きにつきましては、公平性・透明性を持って行ったものでございまして、各団体においても十分理解されているものと考えております。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。行政側としてはそのような御見解ということをし、しっかり公平・公正に、今回のこの指定管理者制度導入に当たりましては、行われたということをお伺いいたしました。

しかしながら、この地縁団体、地域を預かる自治会等は、本当に現場で地域の皆様の安全・安心、子育て、介護、これを全て一気に引き受けて頑張ってきていただいている現状でございます。こういう点も、十分やはり私たちは敬意を示しながら、また御協力をしていかなければいけない、そして協働という立場からは、また新たな指定管理者になるかもしれませんが、この管理者とも、また地域の住民の皆さんとも手を携えて、そして新たな地域づくりへとスタートしていただきたいことを要望し、終了とさせていただきます。ありがとうございました。